

入札公告

田辺市営住宅滞納家賃等回収委託業務について、入札書の提出者を公募するので公告する。

令和8年7月1日

田辺市長 真砂充敏

1. 入札に付する事項

- 1 契約の目的の名称
田辺市営住宅滞納家賃等回収委託業務
- 2 契約の目的の仕様等
別紙「田辺市営住宅滞納家賃等回収委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- 3 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 4 履行方法及び場所等
仕様書のとおり。履行場所等は、田辺市建設部建築課が別途指示するものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 本市の物品等入札参加資格を有する者であること。ただし、未登録の者にあつては、契約候補者となった場合に、6.1（1）エからキまでの書類を提出すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- 4 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
- 5 本入札に係る公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
（1）暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 7 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- 8 令和5年度以降で国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）において、同種の業務を受託した実績があること。

3. 入札への参加手続等

- 1 本件入札においては、入札書の提出後に入札参加資格の審査を行うため、事前の参加申請手続は要しない。
- 2 仕様書等の閲覧
 - 期間：令和8年7月24日（金）まで
 - 場所：田辺市ホームページ又は田辺市役所建築課

4. 入札書の提出方法等（郵便入札）

- 1 入札書を到着期日（7月24日（金））に確実に届くよう配達日指定の上、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送すること。
指定場所は次のとおりとする。
 - 〒646-8545
 - 田辺市東山一丁目5番1号
 - 田辺市役所 建設部 建築課 市営住宅係

※ 配達指定郵便は、指定日の3日前までに郵便局の窓口での手続きが必要であるとされているので注意が必要です。その場合、手続きする郵便局によって営業日や営業時間が異なるので、十分注意してください。
- 2 開札の日時及び場所
 - 場所：田辺市役所4階会議室4-1
 - 日時：令和8年7月27日（月）午前9時
 - ※ 入札書の開札には、入札に関係のない田辺市職員2名立会の上、開札します。

開札の傍聴を希望する場合は予め傍聴申請書を建築課（FAX：0739-22-5310）へ提出すること。

3 入札書等について

- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税を含まない成功報酬率を記載すること。
- (2) 入札書には、業務名、入札者の所在地・名称及び代表者名を記載し押印すること。
- (3) 入札制度について別紙「入札者心得」及び「郵便入札にかかる質疑」をご確認ください。その他入札制度に関するご質問は、田辺市契約課（0739-26-9964）までお問い合わせください。

4 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書提出日、業務年度、業務番号、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未掲載で意思表示が明確でない入札書による入札
- (2) 同一人が2通以上の入札書を提出した場合のそのいずれもの入札
- (3) 成功報酬率の記入がない入札書による入札
- (4) 成功報酬率を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 入札に参加する資格のない者がした入札

5. 入札結果の公表等に関する事項

1 入札結果の公表予定

公表日 令和8年7月28日（火）

2 契約予定者の決定について

決定予定日 令和8年7月28日（火）

3 公表方法

入札結果の公表については田辺市ホームページ又は田辺市役所建築課において閲覧により公表するものとする。

6. 審査に関する事項等

1 提出された次に掲げる資料により審査する。

- (1) 提出資料等

- ア 資格確認資料提出書（様式2）
- イ 実績確認書（様式3）
- ウ 委任状及び使用印鑑届（支店等に委任する場合必要）（様式4）

※本市の物品入札参加者等登録資格を受けていない者については、下記の書類を追加で提出すること。

- エ 国税納税証明書（法人に当たってはその3の3、個人事業者に当たってはその3の2）
 - オ 印鑑登録証明書
 - カ 登記簿謄本（個人事業者に当たっては、身分証明書）
 - キ 誓約書（様式5）
- 2 一度提出された資料の書換え、引替え又は撤回は特別な事情がない限り認めないものとする。
 - 3 上記（1）に係る審査資料の提出期限は、開札日翌日の正午までとする。

7. 契約予定者の決定方法

- 1 予定成功報酬率以下で最低の報酬率をもって有効な入札をした者を契約候補者と決定し、当該契約候補者から提出された資料の審査を行い、審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、当該契約候補者を契約予定者として決定する。入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該契約候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに契約候補者とし、審査資料等の提出を求め、審査を行うものとする。なお、契約予定者が決定するまで同様の手続を行うものとする。契約候補者となるべき同成功報酬率で入札した者が2者以上ある場合は、くじによって契約候補者を決定する。

8. その他事項

- 1 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する成功報酬率は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当の率を含まないものとする。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

- 2 入札に参加しようとする者は、本公告に記載された事項について、熟知しておくこと。
- 3 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 4 参加者が1者の場合であっても、本入札は、成立するものとする。
- 5 本市が予定している報酬率を上回る場合は、入札を取りやめることがある。
- 6 契約に関する事務を担当する組織
 - (1) 名称 田辺市役所 建設部 建築課 市営住宅係
 - (2) 所在地 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
 - (3) 電話番号 0739-26-9936
 - (4) メールアドレス kenchiku@city.tanabe.lg.jp